

【平成27年度】
土地区画整理事業に関する事務の執行についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
5 宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業			
5.2 監査の結果			
5.2.2 交渉記録			
5.2.2.2 監査結果			
5.2.2.2.1 仮換地指定に伴う取消し再指定について			
仮換地の指定及び取消しについては、地権者に対して十分に説明を行うとともに、チェック体制の強化及び担当者間における事務引継ぎを確実に継承することが必要である。	46 ～ 47	東部区画整理事業課	仮換地の指定及び取消しにあたっては、地権者に対して十分に説明を行うため、2人1組での交渉体制を徹底しています。また、交渉経過や内容など記録した書類の回覧や定期的なグループ打合せにより情報の共有とチェック体制の強化を図っています。
5.2.2.2.2 保留地の契約について			
保留地の現状を適時に把握し、売却予定の保留地については速やかに売却すべきである。	47	東部区画整理事業課	保留地につきましては、保留地管理台帳のチェックを徹底するとともに現場確認を行い状況把握に努め、速やかに売却を実施しています。
5.2.4.2.1 仮換地の設計について			
今後の仮換地設計においては、根拠資料の保存とともに、市が検査した参考資料についても、一定期間保存する必要がある。	50 ～ 51	東部区画整理事業課	指摘を踏まえまして、仮換地設計に係る根拠資料や検査した参考資料につきましては、事業が完了するまで保存していくこととしました。
6 宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業			
6.2 監査の結果			
6.2.4 進捗管理表			
平成26年度実績値の計上額に誤りがあった。年度別歳入歳出資金計画表の基礎となる管理表は、土地区画整理事業費が今後どれくらい必要であり、いかに調達するのか検討するために重要なものである。また、年度によっては集計方法が異なると、年度間の比較可能性を損なうことになる。したがって、進捗管理表は正確に作成すべきである。	68 ～ 72	東部区画整理事業課	指摘を踏まえまして、進捗管理表の集計方法をルール化するとともに、平成28年2月に集計値を修正しました。また、担当者全員で「共通理解」を図りました。今後は、担当者、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。

【平成27年度】
土地区画整理事業に関する事務の執行についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
6.2.5 「主要な施策の成果報告書」の進捗率			
<p>平成25年度「主要な施策の成果報告書」に記載されている「事業計画の概要 4 総事業費に対する進捗率」が誤りである。</p> <p>また、小数点第二以下の端数処理について、原則として四捨五入であるが、年度によって切上げ処理又は切捨て処理しており統一がとれていない。</p> <p>他の土地区画整理事業との比較可能性を確保する観点からも、算定に関するルールを策定しマニュアル化することが望ましい。このことは、事業担当者の交代に起因する計算誤りを防止することも期待できると考えられる。</p>	72 ～ 73	東部区画整理事業課	<p>指摘を踏まえまして、進捗率の管理につきましては、算定方法をルール化し統一を図りました。今後は、担当者、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
8 宇都宮鶴田第2土地区画整理事業			
8.2 監査の結果			
8.2.1 建物等移転補償費			
8.2.1.2 監査結果			
8.2.1.2.2 移転工法の認定における補償金の経済的検討について			
<p>担当者の裁量によって、移転工法の経済的検討の記載を省略することは適切ではなく、工法認定の経緯を明確にするためにも移転工法の経済的比較検討を行った記載を明記するとともに資料の添付を行うべきである。</p>	98 ～ 99	西部区画整理事業課	<p>指摘を踏まえまして、工法認定の経緯を明確にするためにも比較検討を行った記載を明記するとともに、補償金算定書に検討資料を添付することといたしました。</p>
8.2.1.2.3 立竹木補償金の算定について			
<p>立竹木調査を行った後、一定期間経過したものについては補償金算定時に再調査を行うべきである。</p>	99	西部区画整理事業課	<p>指摘を踏まえまして、補償金算定時に立竹木の状況に応じた再調査を適宜行うこととしました。</p>
10 岡本駅西土地区画整理事業			
10.2 監査の結果			
10.2.4 交渉記録			
10.2.4.2 監査結果			
10.2.4.2.1 交渉記録の不備1			
<p>交渉記録（添付資料）の中に対応が不十分と認められる案件があった。</p> <p>本件は、仮換地交渉が難航している案件であるが、関係権利者が交渉過程をまとめた資料の中で、宇都宮市が仮換地交渉において金銭の上乗せによる利益供与をするかのような発言をした記載がなされていた。</p> <p>事実確認を行った時点で、速やかに交渉記録に確認内容を記載するとともに、関係権利者へ不適切な表現である旨を指摘したことを記載し、後任の担当者が添付資料の内容を正確に把握できるようにしておくべきであった。</p>	137	北部区画整理事業課	<p>指摘を踏まえまして、平成28年2月に内容を正確に把握できるよう補足資料を作成しました。</p> <p>今後とも、適切な交渉記録の作成、管理を徹底してまいります。</p>

【平成27年度】
土地区画整理事業に関する事務の執行についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<p>10.2.4.2.2 交渉記録の不備2</p> <p>交渉記録に回覧印がない案件や工事の工法について地権者と協議しているにもかかわらず顛末の記載がない案件があった。</p> <p>長期に行われる土地区画整理事業において、交渉記録は課内の情報共有や交渉状況を正確に把握するための重要な書類である。交渉記録に記載されるような協議内容については漏れなく顛末を記載するとともに、情報共有がなされているか確認するための回覧印に漏れが生じないようにすべきである。</p>	137	北部区画整理事業課	<p>過去に一部未押印や顛末未記載の交渉録がありましたが、現在は、交渉記録に顛末を記載するとともに、係内での回覧、押印を徹底しております。</p>

【平成27年度】
土地区画整理事業に関する事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
8 宇都宮鶴田第2土地区画整理事業			
8.2 監査の結果			
8.2.3 仮換地未指定権利者との交渉			
8.2.3.2 監査結果			
8.2.3.2.1 仮換地交渉の進捗管理			
<p>仮換地の指定が行われていない権利者46人中10人が、4年以上にわたり交渉した記録が残されていなかった。</p> <p>事業を円滑に進めるためには、交渉記録を作成し、担当者間で情報を共有して、継続的な進捗管理を行うことが望まれる。</p>	102	西部区画整理事業課	<p>仮換地指定の了解が得られた後の交渉記録につきましては、改めて作成しておりませんが、継続的に進捗管理を行うため、今後は、交渉の都度、適宜作成することといたしました。</p>
10 岡本駅西土地区画整理事業			
10.2 監査の結果			
10.2.4 交渉記録			
10.2.4.2 監査結果			
10.2.4.2.4 交渉記録			
<p>交渉が長期化している案件については、過去の交渉記録（経緯）をまとめたものを作成するとともに、交渉方針を明確にしておくことが望ましい。</p> <p>交渉過程や地権者の心情の変遷など交渉記録をまとめたものを作成し、過去の経緯を踏まえた交渉方針を明確にすることで、地権者の心情により配慮した交渉が可能になると考える。</p> <p>また、担当者が異動になった際にも、交渉記録をまとめたものがあれば引継ぎを効率的に行うことが可能になると考える。</p>	138	北部区画整理事業課	<p>交渉が長期化している案件につきましては、過去の交渉記録（経緯）をまとめたものを作成することとしました。また、交渉方針については、明確にしておくことが望ましいことから、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>